

基地交付金の増額及び地上電波測定装置等の 早期整備更新に関する要望

基地交付金は、基地に対する周辺住民の理解と協力を得るため、生活環境の整備等の実情を考慮し、固定資産税の代替的性格を基本として交付されており、基地所在に伴う特殊な財政需要に対処するため必要かつ不可欠の財源であります。

しかしながら、基地関係市町村の財政運営は、地方の多くの市町村が抱えている人口減少と高齢化の問題や近年の財政需要の増大により、大変厳しい状況にあります。

したがって、予算の編成や事業の拡充に当たりましては、基地交付金が情報施設所在市町村の主要税源である固定資産税の代替的性格であることを踏まえ、所要額確保のほか、交付対象外とされている航空自衛隊通信所や陸上自衛隊沿岸監視隊レーダー等もその交付対象に加えていただきたく要望いたします。

また、我が国を取り巻く安全保障環境が変化する中で、防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することが不可欠であり、情報収集能力の強化、更には海空領域の監視能力強化と弾道・巡航ミサイル攻撃対処能力の強化等が重要となっております。

このような中、現在、地上電波測定装置においては全国6か所に配備され、また、ステルス機や巡航ミサイル等の低RCS目標への対応性を向上させている固定式警戒管制レーダー装置(J/FPS-7)については、これまで宮崎県串間市の高畑山分屯基地、沖縄県宮古島の宮古島分屯基地、山口県萩市の見島分屯基地の整備が完了したほか、現在、長崎県対馬市の海栗島分屯基地や北海道稚内市の稚内分屯基地でも換装事業が進められているところでありますが、その他の地域や施設においても、安全保障の観点から早期の更新や他地域への設置が求められております。

よって、国におかれましては、下記の事項について実現を図られるよう強く要望いたします。

記

1 基地交付金の増額について

- (1) 基地交付金が情報施設所在市町村の主要税源である固定資産税の代替的性格であることを踏まえ、所要額を確保すること。
- (2) 交付対象外とされている航空自衛隊通信所や陸上自衛隊沿岸監視隊レーダー等もその交付対象に加えること。

2 地上電波測定装置等の早期整備更新

- (1) 他国からの脅威に対し日本全国民の安心・安全を保障するため、情報収集能力の高い地上電波測定装置の他地域への早期設置を図ること。
- (2) 能力向上に向けた航空自衛隊固定式警戒管制レーダー及び情報本部通信施設を早期に更新すること。
- (3) 能力向上型整備等による更新・換装によって部隊の効率化とした隊員数の縮減を進めることなく、地域の特性を鑑み、地元経済やまちづくりへの影響に配慮した自衛隊員の維持確保を図ること。

令和2年10月28日

防衛省全国情報施設協議会
会長 岡本雄輔
(北海道稚内市議会議長)